

**平成22年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会
第2回 高齢者施設第1部会 議事録（千葉市幸老人センター）**

1 日時：平成22年10月12日（火）午後6時～午後7時10分

2 場所：千葉市総合保健医療センター 5階大会議室

3 出席者：

（1）委員

門山宏哲部会長、魚住弘久副部会長、伊藤修委員、八田和子委員、山田良治委員

（2）事務局

西山高齢障害部長、鎗田保健福祉総務課長、湯川保健福祉総務課長補佐、鳩川高齢施設課長、八巻高齢施設課長補佐、小川高齢施設課管理係長

4 議題：

（1）会議の公開等について

（2）対象施設の概要について

（3）申請団体の事業計画について

（4）今後の予定について

5 議事の概要：

（1）会議の公開等について

会議の公開・非公開の扱いについては、議題内容から、公開とした。

（2）対象施設の概要について

千葉市幸老人センターの設置目的及び施設概要等について、事務局から説明があった。

（3）申請団体の事業計画について

千葉市幸老人センターに係る申請団体からの事業計画等について、事務局から説明があり、管理運営の基準等に照らし、審査した。

（4）今後の予定について

指定管理予定候補者選定に係る今後のスケジュールについて、事務局から説明があった。

6 会議の経過：

○湯川保健福祉総務課長補佐 大変お待たせいたしました。予定の時刻となりましたので、始めさせていただきたいと存じます。

私、本日の司会を務めさせていただきます、保健福祉総務課の湯川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認のほうをさせていただきたいと思います。

会議資料は、次第と席次表、あと、資料の1から4で、資料3が枝番の1から6までとなっております。それと、そのほかに参考資料をあらかじめ机の上にお配りしてございますが、資料に不足があるようでしたら、事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、本日の会議でございますが、市の情報公開条例に基づきまして、公開されておりますことを、この場をかりてご報告させていただきます。

続きまして、会議の成立についてご報告いたします。本日委員の皆様、5名全員ご出席でございますので、市条例に基づく定足数を満たしております、会議は成立しております。

それでは、始めに、西山高齢障害部長より、ごあいさつ申し上げます。

○西山高齢障害部長　こんばんは。委員の皆様には、本日またご多忙のところ、第2回目の会議にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

前回はいきいきプラザ・いきいきセンターにつきまして、慎重なご審議を賜りました。本日第2回目の会議は、千葉市幸老人センターについてご審議をいただくこととしております。

この幸老人センターですけれども、千葉市で比較的早い段階で大規模開発された幸町団地の中にございまして、児童福祉センターとの複合施設でございます。いわゆる大規模団地対策ということで、昭和48年に整備をされた建物で、大変老朽化もしているということで、幾つか問題もあるということで、検討の必要があるということから、今回非公募の施設という扱いにさせていただいているものでございます。

どうか委員の皆様にはそれぞれご専門のお立場から、本日の案件につきまして、忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げまして、甚だ簡単ですけれども、開会のあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○湯川保健福祉総務課長補佐　それでは、議事に入らせていただきたいと思います。門山部会長さん、どうぞよろしくお願いいたします。

○部会長　はい。今日はよろしくお願いいたします。

これより、千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会、第2回高齢者施設第1部会を開会いたします。

それでは早速、議題（1）会議の公開等についてに入らせていただきます。事務局より御説明をお願いいたします。

○鎗田保健福祉総務課長　保健福祉総務課、鎗田でございます。それでは、私のほうからご説明申し上げます。

議題の2（1）会議の公開等についてでございますが、本日お手元には、資料はご用意してございませんが、先ほど冒頭にもありましたように、審議会等の会議につきましては、情報公開条例の規定により原則公開となっております。本日の高齢者施設第1部会の議題内容について見ますと、いわゆる事業者、申請団体からの事業計画書等が提出されておりますが、その中においても非公開とすべき事項が見当たらないことから、すべて公開の扱いとすることをご提案をするものです。

私のほうから簡単でございますが、以上でございます。

○部会長　ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

（発言なし）

○部会長　よろしいですね。では、議題（1）会議の公開等については、事務局の説明どおりということにさせていただきます。

続きまして、議題（2）対象施設の概要についてに入ります。事務局よりご説明をお願いいたします。

○鳩川高齢施設課長　高齢施設課長の鳩川です。説明をさせていただきます。

お手元の資料2をお開きください。千葉市幸老人センター概要、A3版になってございます。

1、施設名称ですが、千葉市幸老人センター、所在地は千葉市美浜区幸町二丁目でございます。

す。設置根拠は千葉市老人センター設置管理条例です。

4の設置目的ですが、高齢者、市内在住の60歳以上が、健康で明るく生きがいのある生活を営むことができるよう、研修やレクリエーション活動及び趣味活動を行うための施設というものです。

5の施設概要ですが、2階建てで、1階が児童福祉センター、2階が老人センターとなっております。延床面積、敷地面積、諸室は記載のとおりです。

建物の所有者は、これは千葉市でございます。ただ土地所有者は独立行政法人都市再生機構で、無償で借用をしております。

6の開館時間等につきましては、ここに記載のとおりでございます。

7の施設の経緯ですが、昭和48年、大規模団地対策として設置。当時、千葉市の外郭団体でございます、千葉市社会福祉協議会へ管理委託ということ。指定管理者制度導入が平成18年度に導入されたことから、今まで協力していただいていた自治会に非公募ということで、指定管理者、千葉幸町団地自治会として平成18年度から指定管理者となっております。

8の利用状況ですが、ここには利用者数、平成18年度から平成21年度を示してございます。利用者は大分減っていますが、主な利用として、踊りとか、太鼓、あるいは気功のクラブということで、活動している方々が多いのですが、従前から利用している方の高齢化が進み、利用が伸びないという状況にあります。それと、これは課題なのですが、2階に老人センターがあるということで、利用しづらいという点、さらには、新たな利用者がさほどいないということで、利用者数のほうは、減少傾向にございます。

次に、右側9でございます。指定管理者の選定ですが、幸老人センターは、昭和48年にUR都市機構による大規模団地の造成が行われたことから、団地対策の一環、括弧書きで高齢者対策とありますが、あわせてかぎっ子対策というのも含めて設置した。高齢者の「生きがいづくり」に寄与しているところであり、施設の利用形態が極めて地元に着していることから、指定管理者の選定に関しては、非公募とする。こういった固有の事情があるということから、幸町団地自治会を非公募により指定管理者とするものです。

10の指定期間でございますけれども、これは平成23年4月1日から平成25年3月31日の2年間です。当センターは昭和48年に建設されまして、非常に老朽化が著しいということ。また、併設している児童福祉センターも施設の今後のあり方を検討するとして、2年間の指定期間としております。老人センターにおいても、その必要性、あるいはそのあり方を検討するということで、2年間の指定期間としたいと考えております。

次に11の平面図でございますが、これは上と下が分かれております。1階が児童福祉センター、2階が老人センターという、諸室等を示しております。

次ページをご覧ください。

地図を示しているわけですが、一番下にモノレール、千葉みなと、東京方面に向かって線路沿いの幸町団地内にあります。詳細図がまた上のほうに四角で囲ってありますけれども、近隣には幼稚園とか小中学校、こういったものがございます。ここからさほど遠くないところにあるということです。

それから次ページ、A3版で、白黒で申しわけないのですが、写真を添付してございます。ご覧のとおりでございますけれども、この一番大きな部屋として、この左側に和室の(大)と書いてございますけれども、ここが畳でいいますと47畳ほどの広さ、真ん中の一番左、和室

(大) と。ここが47畳ということで、一番広い部屋ということになります。

施設の概要については簡単ですけども、以上です。

○部会長 ありがとうございました。

それでは、施設に関しまして、何かご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○委員 一つ確認したいのは、概要の資料2ですけども、老人センターの指定管理者は今、平成18年度から幸町団地自治会ですね。児童福祉センターはどうなっているのでしょうか。

○鳩川高齢施設課長 同様でございます。要するに、これは市の所管局のこども未来局というところがあるんですけども、所管が違うので分けてやっているのですが、指定管理者自体は同じでございます。

○委員 両方とも一括してやっているのですね。そうですか、わかりました。

○委員 指定期間も同じなのですか。

○鳩川高齢施設課長 同じです。2年間ということでやっております。

○委員 今回ここでやるのは2階の部分ですか。1階も含めてですか。

○鳩川高齢施設課長 いえ、これは児童のほうは既に選定評価委員会が終わっておりまして、2年間ということで、別の選定評価委員会のほうでご了解を得ております。

○委員 ではこれは、ずれないという前提の話なのですね。

○鳩川高齢施設課長 こちらとしては一緒にやはり2年間でいきたいという考えはございます。

○部会長 ほかに何かございますでしょうか。

(発言なし)

○部会長 では、ほかにご発言がなければ、以上で議題(2)対象施設の概要についてを終了いたします。

続きまして、議題(3)申請団体の事業計画についてに移りたいと思います。事務局よりご説明をお願いいたします。

○鳩川高齢施設課長 それでは、引き続き私のほうから説明させていただきます。事業計画でございますが、最初に資料3-1をお願いいたします。

以前にもセンターとプラザの関係で、管理運営の基準というものを示したのですが、こちらも千葉市幸老人センター指定管理者管理運営の基準、これは業務の詳細を示したもので、業務委託契約の場合の仕様書に相当するというものです。

1ページを開けてもらいますと、目次が左側のほうにございますが、この基準については目次のみを説明をさせていただきます。

計画書のほうを個別に説明をさせていただきますが、まず目次の1として、管理運営基準の策定の趣旨、2として施設の概要、3として使用の基準ですが、休館日、使用時間など5項目の定め、4として管理の概要、受付、苦情への対応などを3項目、5として施設管理業務として維持管理の基本方針、備品等保守管理業務など6項目、また6として管理体制として職員配置、情報公開及び個人情報の保護など、これは10項目にわたりまして定めております。最後、その他となっております。

この基準に基づきまして、資料3-2をお開けください。

千葉幸町団地自治会会長様から、10月7日に提出されました指定管理者指定申請書でございます。一部住所とかそういったもの、個人情報の関係で当会議の中では黒塗りをしていると

ころですが、指定申請書と次の資料3-3、こちらをお願いいたします。

先ほど基準を説明いたしましたけれども、この基準に基づきまして、幸町団地自治会がこれを作成したものです。平成23年度から24年度の千葉市幸老人センター事業計画書、会長のほうから提出していただいているものです。

こちらをページを見ながら簡単に説明をさせていただきます。ページを1ページめくっていただきますと、まず最初に基本方針という項目が出てきます。管理運営するうえで、条例、規則に定める事項を遵守して行うなど、そういったことがこの基本方針に記載されております。

次に2のリスク分担ですが、これは指定管理者としての責任範囲を明確にするということで、2ページにかけて表がございます。ここに種類、リスクの内容があり、それぞれの項目ごとに負担者が市となるか、指定管理者となるかについて区別が行われております。

次に2ページにいきますと、3の使用日、4の使用時間、5の使用資格、6として使用の許可、不許可、制限等で、使用に当たっては条例や規則に基づき行い、公序良俗を害するおそれがあるときは使用を許可しない。あるいは条例や規則に違反したときは、使用の制限を行うこととしている。そういったことが記載されております。

3ページにいきますと、7として利用者遵守事項として、①から⑥その他まで、6項目ございます。

それから8として、処分基準。利用者に対する処分基準ですが、施設利用を認めなかった場合の取り扱いがここに記載をされております。

次に9として各種申請様式、これは申請に当たっての様式の定めです。

それから10、利用者の利便の向上、ここに太枠で括弧書きが下のほうにあるのですが、施設利用前と施設利用時、また次のページにいきますと、施設利用後の3段階において、それぞれの対応が記載されております。

4ページ、11ですが、災害時の対応について、こちらに記載されております。

それから12として個人情報の保護及び情報公開として、収集した個人情報の取り扱いと公共性が高い施設であるということから、情報公開請求に対する説明責任、そういった部分が記載をされております。

13として、急病等への対応。事故が発生した場合の取り扱いに対して記載があります。

14番、受動喫煙の防止で、館内は全面たばこ禁止です、ということです。

15番、感染症等の防止として、衛生上必要な措置を行うなどとしております。

最後に16、その他事項として3項目が、①から③まで項目がございます。

次に6ページございます。1枚めくっていただきますと、千葉市幸老人センター管理運営費収支計画書で、収入はここに項目、上のほうに指定管理委託料として平成23年度から24年度、67万6,000円。1年間33万8,000円でございます。支出としましては、ここに記載の項目に関し、それぞれ見込んでおります。その合計額は、指定管理委託料と同額です。ただ、この支出の部に人件費という項目がございません。ただ、昔から自治会の方が、ボランティアで管理しているという状況もございまして、人件費のほうが組み込まれておりません。常時2人から3人ほど自治会の方がおります。そういった関係で人件費のほうは自治会さんのほうでボランティアということでやっております。

それから続きまして、資料3-4でございます。千葉市幸老人センターの管理運営に関する基本協定書ですが、これは幸町団地自治会と管理業務の範囲、また管理運営の基準を定めて、

協定を結ぶものでございますが、これは説明については省略をさせていただきます。

次に資料3-5をお願いいたします。

指定管理者評価シート、平成18年度から平成21年度ですが、1ページ開けてもらいますと、平成18年度 指定管理者評価シートがございます。本市及び指定管理者の双方が施設の管理運営状況をチェックして、その評価を公開することとしております。

1の管理運営の状況等ですが、この中で一点説明をさせていただきます。この収支状況欄の収入総額、33万7,346円。支出の総額が67万8,584円と差額が発生しております。これはこの施設の有効利用ということで、諸室が開いている場合は、自治会の利用も認めているところです。この幸町自治会は自治会館というものがございません。そういった事情で自治会の利用も認めているところがございます。その使用の相当分として自治会費があてられております。ですから収入との差額、これは細かく言いますと34万1,238円が差額になるのですが、これは幸町団地自治会が負担をしているという状況でございます。

次ページをお願いいたします。

2の提案内容の達成状況として、情報公開の状況、また指定管理者による自己評価として、ここに記載がありますけれども、施設管理運営については利用者におおむね好評を得たという提案等がございます。また市による評価でございますが、指定管理者導入による期待どおりの効果を上げているとしております。以後、平成19年度から21年度までの評価シートを添付してございます。この評価シートについては平成19年度から21年度まで、ほぼ平成18年度と同様の内容となっております。

続きまして、資料3-6をお願いいたします。

指定管理者運営状況確認表、平成18年度から平成21年度でございます。これは市が指定管理者を評価したものです。1ページ開けていただきますと、平成18年度の確認表となりますけれども、ここの大きなⅡとして、評価項目というところで、市民サービスとか職員、施設管理というのが左のほうに大項目がございます。この選択肢欄、Bと表記がございますけれども、この選択に対してA・B・Cというものがあるのですけれども、条例あるいは管理運営の基準、事業計画などをもとに、市のほうで評価しているのですけれども、水準どおりのサービスを提供している場合ということで、Bとしております。すべての項目に関して水準どおりのサービスとなっております。

次に次ページ以降、Ⅲの処分ですとか、情報公開、またⅣの主要指標、Ⅵの総合評価が選択肢Bと。ここには内容が書いていませんけれども、21年度にいきますと、総合評価のところに文言が書かれているということです。大体平成18年から21年度まで、同様な内容となっております。

以上、管理運営の基準から指定管理者の運営状況の確認表まで説明をさせていただきました。ご意見のほう、よろしくをお願いいたします。

○部会長 　ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問、ご意見がございますでしょうか。

○委員 　わからないのでちょっと尋ねたいのですが、建物自体は下が児童福祉センターで上が老人センターですよね。建物全体の名称はあるのですか。

○小川高齢施設課管理係長 　正式な建物全体の名称はございません。

○委員 　ないのですね。ともに今の現状ですと、自治会が指定管理者になってやっていると

ということですね。例えば保険なのですけれども、指定管理者の責任において必要と考えられる保険に加入するということで、例えば建物の火災とかありますよね。これは建物全体で入っているのですか。それとも1階の部分、2階の部分と分かれて入っているのですか。

○小川高齢施設課管理係長 保険に関しては千葉市の公有財産ということになりますので、市が建物総合損害共済に加入しており、火災等の対象になっております。

○委員 これは別ではなくて全体で入っているのですか。保険というのは。

○小川高齢福祉課管理係長 建物全体として、千葉市が加入しています。

○鳩川高齢施設課長 公の施設のときには、千葉市の持ち物なので、千葉市が入っているということでございます。

○委員 対象とならない部分について。一個一個入っているのですか。

何かというと、例えば防火管理とかでも、1階だけで管理したら意味がないわけですよ。一個一個入ってどうなっているのですかということ。これは感覚でしかないのですけれども、その利用者にとってはそういうのは関係ないので、どうなっているのですか。全体として。

○鳩川高齢施設課長 これは役所の中の縦割りの部分もあるのですけれども、この建物の持ち主というのは千葉市なのですけれども、所管しているのはこども未来局といたしまして、そちらが建物を所管しているのです。ですから、全体管理に関する部分とかは、こども未来局で行っているということになります。

○委員 そうなのが、例えばここでいろいろ書いてある防火管理とかも、そちらに順ずる形で書いてあるわけですね。それと連動できるように。全くちょっと違うように書いているのではなくて。

○鳩川高齢施設課長 実はその事業計画書のほぼ同様のものが児童福祉センターのほうも挙がっております。事業の内容は違うので、この部分だけ変えて提出していただいている、そういう状況です。

○委員 何か災害とかあったときに、別々で話が動いていたり、そんなおかしなことはないようでしょうか、どうなっているのかということを確認したかったのです。

それから、管理体制のところ、必要な職員体制を確保することとあるのですけれども、今、一体具体的には何人とかあるのですか。先ほど町内会の人やっている、自治会の人やってくださるというお話だったのですが。

○鳩川高齢施設課長 時間的にこの指定管理者制度、例えば有資格者だれだれとか、そういうようなやり方もあるのですけれども、それは自治会の協力を得ていまして、先ほど私が言いましたように、必要なというのは、大体2人から3人ということで、今までやってきているところです。ですから、5人いなければだめだとか、4人いなければいけないとか、そういう明確な基準も示しておりませんし、自治会さんに多少お任せしているという点はございます。

○委員 人件費、実際どうなのですか、ボランティアだといっても。

○鳩川高齢施設課長 当時の大分古い資料をいろいろ調べてみたのですけれども、その辺は明確にされていまして、従前から人件費相当分については、市のほうから社協の委託の時代から含めなくていいというようなお話がされたのではないかと思います。その辺は大分古い話なので、こちらのほうもはっきりしたことは言えないのですけれども。

○委員 それから自治会という一般的にいうと毎年会長さんは変わりますよね。ここは変わ

らないのですか。2年間一緒なのですか。

○西山高齢障害部長 相当期間同じ方です。

○委員 そういう自治会なのですか。

それからもう一つ、細かいことですが、電気代ガス代とか出ているのですが、これも1階と2階で分けているのですか。メーター。通信費とかいろいろありますが。

○小川高齢施設課管理係長 これは半分ずつ、1階と2階で分けております。

○委員 単純に半分になっていると。ということは逆にいったら、1階も2階も大体同じくらいの使用なのですか。

○鳩川高齢施設課長 正確に言いますと、児童は10万4,000円です。児童は電気代が、1年間。若干違うと。

○委員 若干違う。ただメーターとか、そういうのを厳格にやっているわけではないのですか。

○鳩川高齢施設課長 ないですね。難しいと思います。分けるには。個メーターをつけないと、難しいと思います。

○委員 建物一つで管轄が違って、ちょっとどうですかね。

○西山高齢障害部長 入り口がもう共通ですので。

○委員 そうですよ。一緒にやったほうがお互い良いのでしょうしね。子供にとっても、老人にとっても。

○西山高齢障害部長 たまたま市の建物として、1階部分が何々、2階が何々とやっていまして、現実には一体のものとして管理をされていると。役所の縦割りでお金の出し方がそれぞれ出す関係で見積もっていますけれども、実際には幸町団地自治会が一つの建物として管理をしているというのが実態でございます。

○委員 逆に言ったら、運営とでやるイベントとかも一緒にやっているということもあると。そのほうが多分お互いにとっていいのではないかと思うのですけれども。

○鳩川高齢施設課長 よく世代間交流とかといいますけれども、高齢者と子供さんが一緒になって、1階を使う、2階を使うという厳格な形のそこまで求めていないので、一緒に交流しているというのは、それはあると思いますけれども。

○委員 前回やったいきいきプラザは、交流が厳しいような感じでしたから。

○部会長 ほかに。

○委員 ちょっと確認したいのですけれども。昭和48年から一応平成17年まで社協でした。これも社協の形態が変わり自治会に変わっていますが条件はほぼ同じですか。

○鳩川高齢施設課長 そうですね、実態としては、社協はほとんどの管理を自治会さんに任せていたという実態にあったと思います。

○委員 その間、人件費の要望はなかったのですか。

○鳩川高齢施設課長 実は私も社協にいて、幸老人センターの件についてはかかわっていたところなのですけれども。その辺の要求は記憶にないです。

○委員 ではボランティア的なやり方でずっとなさっていたということですね。

○鳩川高齢施設課長 ただ、一つ言えるのは、自治会館がないということは、非常にこの自治会さんのほうからいろいろとご意見をいただいた部分があります。その関係で、この施設を有効利用したいのだというようなことは何度も聞いておりましたけれども。

○委員 聞きそびれていたのですけれども、2年間で、その後どういうふうにするとおっしゃいましたか。

○鳩川高齢施設課長 先ほど言ったように、大分老朽化が著しいので、この辺が。あと今この地区、幸町団地の再編ということで、URが再整備を考えているのです。近々に始まりますので、そういった中で、この自治会館の必要性ですとか、またこの老人センターの必要性をURと協議をしながら、この2年間で先ほどいったように、あり方等も含めて、検討していきたいと考えております。

自治会のほうで老人センターはどうしても必要だとか、そういった声とかを聞きながら、まとめていきたいとは考えています。

2年後こうするというものを今はっきりと回答はできないということです。

○委員 いろいろ自治会のほうにお願いしていたというのもありますしね。

○鳩川高齢施設課長 そうですね。

○委員 わかりました。

○部長 ほかに。

○委員 住民からは、継続して、その老人センターというのは児童福祉センターに設置をして欲しいという要望があったのでしょうか。

○鳩川高齢施設課長 実はURで、アンケート調査を地域の方々に行っております。高齢者支援施設というような言い方をしているのです。第一に挙がっているのが、確か特別養護老人ホームの整備です。そういった声が挙がっています。ですから、具体的に老人センターという声はアンケートの中では、私は目にしていないのです。特別養護老人ホーム、あるいはデイサービスセンターとか、あとは子育て支援施設、団地の中でそういった社会福祉施設を整備してもらいたいというのが、そういう大きな声で挙がっています。

○委員 確かに建物の中身を見ましても、和室になっています。ちょっとイスがありますけれども、足の悪い方というのは、畳はつらいと思いますし、そういう和室だけの老人センターというのはここだけです。他を全部見ましたけれども、なかなか利用が伸びないというものそのせいかなど思いましたが、ニーズはあるということですよ。

○鳩川高齢施設課長 そうですね。この老人センター自体も一カ所しかないのです。前回ご説明した、いきいきプラザといきいきセンターというのがありましたけれども、もし、この地区に、いきいきセンターが整備できれば、老人センターを改修して、いきいきセンターに利用者を取り込むというやり方はありますけれども、そういった部分を検討しながら、2年間で検討しながら決めていきたいと考えております。

○委員 ありがとうございます。老人センターではなくて、児童福祉センターのほうなのですが、同じように評価シートを見ましたら、ここにはないのですけれども、利用者の数が平成19年度くらいから激減しているのです。平成18年が1万6,000人くらい。19年が2万6,000人だったと思うのです。そこから20、21と3,000人か4,000人くらいに激減しているのですけれども、何か理由というのが具体的にあれば、教えていただきたいというふうに思うのです。

○鳩川高齢施設課長 実態として、やはり児童の量が極めて少なくなっているということと、自治会館としての利用が多くなってしまっているというような感じ。ただ、私が聞いている範囲だと、児童福祉センターは確か6カ所あるのです。どこもみんな減っているの

です。そういう関係から2年間という指定期間を設けて、あり方を検討するというところに、それが一つの理由なのです。

子供ルームとか、そういったほうに流れているのかというような感じもするのですけれども。はっきりとしたことは、今、児童のほうから聞いていないので、申しわけないのですけれども。

○委員 指定管理者で公表されている部分の児童福祉センターを見たのですけれども、そこに限っていえば、4カ所は全て稲毛区以内なのですが、そこについては横ばい、もしくはすべて増加していたのですが、ほかは減っていました。確かに。

○鳩川高齢施設課長 公表の中にその数字が出ていましたか。

○委員 評価シートです。

○鳩川高齢施設課長 では、私は勘違いしているのかもしれないですね。

○委員 全体はちょっと私にはわかりませんので。なので地域による差というのはあると思うのですけれども、とりわけ激減の背景に、指定管理者制度が導入された直後に、社会福祉協議会の管理運営から実質的には自治会が担っていたとしても、自治会独自でやることによって負担が増えたり、なんらか事業が縮小されたりというところで、こういう減少があるとすれば、今のところ老人センターについて大きな影響はないように見えるのですけれども、地域の行政として、どういうことが起こっているのかを少し知っておきたいなというふうに思っているのですけれども。

○鳩川高齢施設課長 その点、所管のほうに確認して、お伝えします。実態がどういうふうになっているのかという、そういう部分でよろしいですね。

○西山高齢障害部長 いわゆる指定管理制度に移行する以前も、実態的には幸町団地自治会が管理運営にあっていたということで、平成18年度から、例えば運営の部分が大きく変わったということはないと思っています。もともと幸町の地区は子供の数がうんと減ってしまっていて、学校の統廃合を進めている地域ですので、まず子供の絶対数が減ってきているということと、あとは老朽化していて、子供にとってちょっと魅力が余りなくなってきていて、使われる子供が限定されてきているのかなど。もとの子供が幾ら減ってきていても、遊ぶ子供自体はいますので、一定利用があってもいいのかと思いますけれども、おそらく子供にとっても余り魅力がないというような形になってきているのか、いわゆる、何かしら運営方法を変えたから利用しづらくなっているということだけはないと思っています。

○委員 ありがとうございます。

○部会長 ほかに。どうぞ。

○委員 平成18年の評価シートの2、提案内容の達成状況、市による評価、上記のように評価した理由のところに、今回初めてアンケートを実施し、意見記入欄に複数要望があることが確かめられたため、必要な修繕を行うことができたとあるのですけれども、どのような修繕を行い、その費用というのはどういうふうに計上されているのか、教えていただければと思います。

○小川高齢施設課管理係長 最近では畳の張り替えだとか、トイレの詰まりの修繕を行った実績がございます。

○委員 それは管理費の中に入りますか。

○小川高齢施設課管理係長 これは管理費の中ではなくて、市が修繕を実施いたしました。

○委員 市のほうですか。わかりました。ありがとうございます。

○委員 話を聞いていて、確認したいのですが、ボランティアの方が2～3人いると。具体的にはどんなふうになっているのですか。必ず2～3人いるのですか。どのくらいのローテーションで行われているのか。

○小川高齢施設課管理係長 人員につきましては、児童と一体で大体2～3人はいるのですが、従事されている方は、同じ方が常に大体2～3人くらい、自治会から出しているというふうな状況です。

○委員 ただ、どういう感じなのですか。例えば1か月おきに変わっているとか。ずっとやっているのですか。

○小川高齢施設課管理係長 同じ方が従事されています。

○西山高齢障害部長 実際は、ボランティアで、例えば頻繁に変わるということではなくて、通常行うこれは大規模団地ですので、通常、例えば自治会の専従職員というのを置いているような自治会もあるのですけれども、おそらく性格的にはそういったような位置づけで、特定のAさんBさんCさんというような方が常駐していると考えられます。これはボランティアといっても、市からとるとそういう意味で人件費がかかっていませんのでボランティアと言っておりますけれども、おそらく団地、自治会としては若干なりとも人件費を自治会費の中から払っているということも考えられます。いわゆる、いつ行っても確かに2～3人いるのです。しょっちゅう行くわけではありませんけれども、行くたびに必ずいますので。おそらく専従のような形で、自治会の方がおそらく高額ではないと思いますけれども、一定の報酬的なものをもらいつつ、専従的に従事しているというのが実態だろうと思います。

○委員 市のほうでは全く把握されていないのですか。そもそもどういう方がやっているかを。

○委員 私はどちらかというと稲毛海岸のほうに住んでいまして、以前、この自治会の方から聞いた話ですが、昔は小学校の運動会がにぎやかだったというのです。今は、何か1学年1クラスとか2クラスしかないという状況があって、非常に運動会の歓声が聞こえない、いつのまにやって終わってしまったのかというような、ちょっとそういうのを聞いて、びっくりしたのです。

私がいる稲毛海岸のほうも一時期、今お話ししたように、マンションの上から私たちが見ていると、運動会をやったらしいのですけれども、最近、近辺に高層のマンションがいっぱいできて随分にぎやかに、クラスも一時、1学年1クラスでしたが、今は数クラス増えたようで、歓声が聞こえます。この間も二、三週間前の土曜日の日に確か運動会をやっていました。

やはり地域によって異なるのですが、私の記憶ではこの団地は昭和40年代頃にできているのです。こちらは、やはり老朽化し、エレベーターもないというような中で、お年寄りには非常に住みにくいという話になっています。そういう意味では本当に早く新しいものをやってもらい、そこに市が早く絡んでやってもらおうと。そういうことをいろいろやっていただきたいと思うのですけれども。余分なことを言ってしまいました。

○部会長 ほかに、何かありますか。

○委員 基本的に、この施設は、自治会の会員さんが利用する施設というのは、どうなのでしょうか。

○西山高齢障害部長 公の施設という位置づけでありますけれども、団地、いわゆる自治会館を持たない幸町団地の自治会館的な役割と、そして子供やお年寄りが使えるというのが、ど

うも実態に近い特殊な施設と思います。ですから、本来的には自治会館は自治会館らしく、本当はどう確保すべきかというのと、それから高齢者なり子供なりの利用が引き続きあるのであれば、もう建物自体も老朽化していますから、本当は今千葉市が進めている、いきいきプラザですとか、いきいきセンターですとか、例えばですが、そういう形できっちり位置づけをして、整備していくべきと、ある意味、昭和48年に建った特殊な経緯をもっている施設なものですから、このまま存続するというのは。建物の老朽化の具合、それから使われ方等をふまえて、2年間で整理していく。そういう趣旨でございます。

○委員　ちょっと感想を申し上げますと、UR都市機構、旧日本住宅公団、ここが整備して設置するものではないかと思います。あと自治会の話で、自治会で運営するというのが普通なのではないのかと思いますけれども。

○鳩川高齢施設課長　その点、URと十分協議をしていきたいと考えております。

○部会長　指摘のような気もしますけれども、ここでは、ということでもいいですね。

ほかに何かご意見は。

○委員　評価シートなのですからけれども、どこがというわけではないのですが、これを書くのは千葉市になりますね。何が言いたいかという、先ほどちょっと出てきたので、児童福祉センター、やはり平成19年度の指定管理者評価シートを見ますと、2万6,147人、前年度、平成18年度は2万6,147人の利用者数の中身に対し、平成19年度は4,599人というふうになっているのですが、そこに対する理由なり背景なりは、どこにも書かれていなくて、適正に管理運営が実施されていたというふうな内容に変わっているのですけれども、今回老人センターの場合特に問題、こういう形での顕著なことというのはないのですけれども、やはり疑問を持ってもおかしくないで、何かやはり説明するようなことをここで議論しても仕方ないのですが、入れるべきだと思うのです。

老人福祉センターのほうもそれほど大きな変化ではないというかもしれませんが、6,000人ということで、利用者数が減ってきているわけですので、先ほどご説明いただいたような、高齢化のために減少したとか、なんらか説明はあったほうがいいのかと思ったわけです。

○鳩川高齢施設課長　見た場合に疑問に思うようなものは何かコメントか何か入れてご説明しておいたほうが良いと、そういうことですか。理由とか何かがあったほうが良いとか。

○委員　つまりこのままでは、ニーズが減って、利用者が伸びないなら廃止しようというふう流れかねないのではと思います。ちゃんと理由があるのだということを説明しておかなければ、公費を支出する以上、同意が得られないと思うのです。

○八巻高齢施設課長補佐　モニタリングを含めて毎年行いまして、そういった指定管理者等、どういう形で減っているのかとか、そういうのも含めてモニタリングできた場合には、そういったものを載せることも考えていきたいと思います。

○鳩川高齢施設課長　市による評価という、そういう欄を利用するなりして、気がついたことはここに書き起こすというような工夫はできると思います。

○西山高齢障害部長　実際には例えば、どんどん減っていくというのは運営方法に問題があるのかではないかとか、そういうことが本来気になるわけですからけれども。例えば減っているけれども、これこれこういうわけで減っているのであって、運営自体は問題ないというふうに判断したとかというのは、本当はコメントとしてはあってしかるべき。そうでないと何も言っていないということですよ。かなり減っているのに。

○委員　　こういうところがちょっと疑念が生じてしまうところだと思います。

○委員　　こういう状況の立場はほかにもあるのですか。千葉市内で。こういうような形で、当時は社協に委託するとか、そういった内容はあるのですか。あったのですか。

○**鳩川高齢施設課長**　　同じような形で花見川の老人センターというのがあったのですね。ただそこには、いきいきセンターを整備したのです。その関係で、老人センターはいらないでしょうということになりまして、こちらは廃止になったのです。当然地元の地域住民の方も理解を得られまして、センターにその機能を移したとそういう状況はあります。ただ、ここだけが残ってしまったのです。

先ほど部長がいましたように、多少個別の事情とか、特別な事情ということとはございますので、そういった部分を加味しながら、この2年間であり方等、検討してまいりたいと思います。

○**部会長**　　それでは、幸老人センターに係る事業計画等については、以上でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○**部会長**　　それでは、これで終わりにしますけれども、事務局におかれましては、本部会で委員から加味された意見を十分に考慮して、協議の中でぜひご反映させていただきたいと。各委員がおっしゃったことを踏まえて、ちょっとその辺もよく、聞いていただくしかないのかなというところだと思いますけれども、またよく把握していただければというふうに思います。

それでは、最後に議題(4)今後の予定についてに入ります。事務局より説明をお願いいたします。

○**鳩川高齢施設課長**　　資料4でございます。今後の予定ですが、真ん中に第2回高齢者施設第1部会、10月12日火曜日、これが本日でございます。今回公募ということなので、次回はございません。仮協定締結は、来年1月。指定議案の提出、2月。基本協定締結ということで、来年3月に協定書を締結するというものでございます。

以上です。

○**部会長**　　何か、ただいまのご説明についてご質問、ご意見ございますでしょうか。

(発言なし)

○**部会長**　　ご発言がなければ、以上で議題(4)今後の予定についてを終了いたします。

皆様のご協力によりまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、平成22年度千葉市福祉局指定管理者選定評価委員会、第2回高齢者施設第1部会を閉会いたします。

それでは、事務局にお返しいたします。

○**湯川保健福祉総務課長補佐**　　委員の皆様におかれましては、活発なご審議をいただき、どうもありがとうございました。

ここで1点だけお願いがございます。本日議事録を作成する予定でおりますけれども、後日、内容のご確認を皆様にお願ひさせていただき予定になっておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。作成次第、事務局のほうからご連絡申し上げます。

それでは、委員の皆様におかれましては、本日はどうもお忙しい中ありがとうございました。